

府 共 第 5 1 号
令和 3 年 2 月 2 日

各都道府県 男女共同参画主管課長 殿

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長

新型コロナウイルス感染症への対応に係るDV被害者に対する支援について（通知）

新型コロナウイルス感染症の問題に伴い、DVの増加や深刻化が懸念されており、今年度のDVの相談件数は、配偶者暴力相談支援センターと昨年4月に内閣府が開設した「DV相談プラス」に寄せられた相談件数を合わせると、昨年4月から12月は、前年同期の約1.5倍に増加しています。

また、新型コロナウイルス感染症については、再び、1都2府8県に緊急事態宣言が発令されるなど、感染拡大が続いています。

これらを踏まえ、引き続き状況を注視するとともに、DV被害者に対する相談・支援について、下記の点にも留意しつつ、適切に実施いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、関係部署及び貴管内市区町村（指定都市、中核市を含む。以下同じ。）への周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言です。

記

1. DV被害者に対する適切な支援について

「新型コロナウイルス感染症への対応に係るDV被害者に対する適切な支援について」

（令和2年4月3日付け内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室及び厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室事務連絡）にて依頼しましたとおり、引き続き、感染防止対策を十分に行っていただくとともに、DV被害者に対する相談対応から保護に至るまでの支援の継続的かつ迅速な対応の実施をお願いいたします。

また、国においては、昨年4月に「DV相談プラス」（0120-279-889）を開始するとともに、昨年10月からは、最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながる全国共通電話番号「DV相談ナビ」について、短縮番号「#8008」（はれれば）を導入し、相談窓口の情報発信を行っているところであり、各都道府県においても改めて相談窓口等について必要な周知等を行われるようお願いいたします。

2. DV被害者に対する法テラスとの連携強化について

DV・ストーカー・児童虐待の被害を現に受けている疑いがある方を対象に、資力の

有無を問わず、被害の防止に関して必要な法律相談を実施している日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）においては、従来からの面談相談に加え、令和3年3月31日まで、電話・オンラインによる法律相談を実施しています（なお、資力のある者については、費用負担を求めるとのこと）。

このため、当局と法テラスにおいては、深刻化するDV被害に対し、改めて組織的に連携・協力して対応していくべきことを確認しました。法テラスにおいても、別添の「深刻化するDV被害への対応（配暴センターとの連携）について（通知）」を地方事務所に対して発出し、各地の配偶者暴力相談支援センターとの連携について周知がなされているとのことです。

つきましては、法テラスの実施する相談業務の内容について、貴管内の配偶者暴力相談支援センターに改めて周知いただき、DV被害者が法的支援を必要としている場合には、法テラス地方事務所との連携・協力を積極的に進めていただくとともに、法テラス地方事務所からの協議の申し入れや照会等があった場合には、適切に御対応いただくようお願いいたします。

3. DV被害者の同伴児童等に対する対応について

DV対応と児童虐待防止対応との連携については、昨年4月に施行された「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）において、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）が改正され、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所が明記されたところであり、この趣旨を踏まえ、関係機関間での連携強化に御対応いただいているところです。

今般、当局において、配偶者暴力相談支援センターにおける令和元年度のDVの相談件数等の調査の結果をとりまとめたところ、子供と同居しているDV相談者のうち、約6割に児童虐待もあったという結果が出ました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、子供の見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることも懸念されています。

このため、「「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施に当たっての協力依頼について」（令和2年4月27日付け内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室事務連絡）の内容も踏まえ、引き続き、支援ニーズが高い子供等を早期に発見するための見守り体制の強化に御協力いただきますようお願いいたします。